

第 4 監視指導業務

1 京都市中央卸売市場第一市場における監視指導業務〔生活衛生部門〕

(1) 監視・指導業務

第一市場を流通する主な食品は、野菜、果実、鮮魚介類などの生鮮食品及びその加工品、そう菜などである。

深夜から早朝にかけて入荷するこれら食品の衛生が保たれるように、せり売りの始まる前、午前4時から早朝監視による厳重なチェックを行い、有毒魚介類、食用不適格品、食品衛生法に違反する食品の排除に努めている。

さらに、せり売りされた食品が仲卸店舗に移動した段階でも、より綿密な監視指導を行うとともに、市場内関連業者等の監視も行っている。

また、これらの監視以外にも、京都市の食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を行っている。表4-1-1に令和3年度第一市場内の月別監視指導件数を示した。

ア 対象業者

(ア) 卸業社	水産品卸業社	2 社
	農産品卸業社	1 社
(イ) 仲卸業者等	鮮魚介類仲卸業者	49 業者
	塩干魚介類仲卸業者	21 業者
	近郷野菜仲卸業者	17 業者
	青果仲卸業者	48 業者
	関連事業者等	48 業者

イ 監視内容

せり前後等の主な監視内容は、以下のとおりである。

(ア) 水産品関連

- a 有毒魚介類（オニカマス、イシナギの肝臓、バラムツ、アブラソコムツ）の排除
- b ふぐの魚種確認（有毒ふぐの排除）、ふぐ加工品の表示確認
- c 生カキの表示（生食用、加熱調理用の区別）確認
- d ホタテ貝の安全証紙の確認
- e 腐敗した魚介類など、食用に適さない食品の排除
- f 加工食品の表示確認
- g 京都市食品衛生監視指導計画による特別監視
夏期一斉取締、年末一斉取締、ふぐ取扱い施設の一斉監視、カキ等取扱い施設の一斉監視等

(イ) 農産品関連

- a 輸入青果物の入荷状況の把握
- b 食用に適さない食品の排除

(ウ) 関連事業者等

- a 施設の衛生管理
- b 調理従事者等に対する衛生指導等

ウ 調査・指導

(ア) 違反食品（疑い）等に対する調査・指導及び措置

- a 残留農薬、防ばい剤（8件：同月に複数件数あり）

「レモン（米国産）の防ばい剤表示違反疑い（チアベンダゾール）」（6月）、「グレープフルーツ（南アフリカ産）の防ばい剤表示違反疑い（フルジオキシニル）」（7月）、「グレープフルーツ赤・白（南アフリカ産）の防ばい剤表示違反疑い（ピリメタニル）」（9月）、「ネーブルオレンジ（オーストラリア産）の防ばい剤表示違反（ピリメタニル）」（9月）、「生鮮ドラゴンフルーツ（ベトナム産）の残留基準違反に係る流通調査（メタラキシル及びメフェノキサム）」（9月）、「ボラの卵（オーストラリア産）の残留基準違反に係る流通調査（ディルドリン）」（10月）、「バナナ（ペルー産）の残留基準違反に係る流通調査（シペルメトリン）」（12月）

- b その他（2件）

「たくあん漬保存料表示違反疑（ソルビン酸）」(10月)、「ちりめん漂白剤表示違反疑（過酸化水素）」(10月)

エ 食品衛生教育及び食中毒予防啓発

食品に関する衛生講習会（3回 延べ108人）の実施や講師派遣（7回 延べ144人）により、食中毒の予防及びHACCP導入への周知、啓発等を行った。

オ 食品衛生及び食品苦情相談（26件：同月に複数件数あり）

「マグロの異物（不明）」(5月)、「食品衛生法令上の許可・届出業種」（4月、5月、6月、1月）、「食品添加物について」（9月、11月）、「ちりめん中の異物（不明）」(4月、5月、6月、11月)、「青果物外装の異物（不明）」(2月)、「農薬の残留基準値違反の食品」(9月)、「雌雄同体ふぐ」(9月)、「食品表示について」(4月、5月、3月)、「HACCPに沿った衛生管理」(4月)

(2) 収去検査（抜き取り検査）

京都市食品衛生監視指導計画に基づき収去検査を行っている。収去品目については、市内に多く流通する品目、過去に違反事例があった品目、あるいは、市民の関心の高さ、話題性を考慮している。

収去の品目と検査項目は、以下のとおりである。

ア 鮮魚介類（PCB、水銀、残留農薬、動物用医薬品、放射能）

イ ふぐ、ふぐ加工品（ふぐ毒）

ウ 貝類（麻痺性貝毒、下痢性貝毒）

エ 魚介加工品等（食品添加物、細菌検査）

オ 生食用鮮魚介類（細菌検査）

カ うなぎ蒲焼（動物用医薬品）

キ 生鮮野菜（残留農薬、放射能、細菌検査）

ク 果物（残留農薬、放射能、防ばい剤）

ケ 鶏肉（動物用医薬品、細菌検査）

コ 漬物を含めた野菜加工品（食品添加物、細菌検査）

サ 容器・包装等（蛍光染料）

検査の結果、違反が確認された品目については、関係機関に連絡し、違反食品の排除に努めている。

(3) 食鳥処理業などに対する監視指導業務

食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、京都市中央卸売市場内にある認定小規模食鳥処理場（3施設）の監視指導を行っている。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生等、緊急時には医療衛生センターと合同で食鳥処理場（下京区1施設）に対して監視指導を行い、搬入時の状況などを調査する。

(4) その他の食品衛生関係業務

ア 許認可事務（許認可申請施設等の事前審査、事前相談）

市場内事業者から、食品衛生に関する事務手続や食品衛生に関する相談に対応している。

イ 施設見学等の受入れ

中央卸売市場第一市場の施設見学の一貫として、当施設の見学を積極的に受け入れ、市場内での「食の安心・安全」の取り組み方について講習している。（令和3年度は新型コロナウイルス感染対策により中止）

(5) その他

表4-1-2に農産物及び水産物の監視総量及び食用不適格件数・数量を示した。

表4-1-1 月別監視件数

業種		施設	計	令和3年												令和4年		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
食品衛生法の許可を要する業種	飲食店営業	21	95	10	6	8	11	5	14	5	6	7	8	6	9			
	菓子製造業	1	6	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0	1	0			
	魚介類販売業	76	16,779	1,694	1,617	1,540	1,540	1,470	1,400	1,540	1,538	1,172	1,064	1,032	1,172			
	魚介類せり売業	4	968	88	84	84	88	84	80	88	88	88	80	54	62			
	水産製品製造業	6	31	-	-	-	-	-	6	6	2	3	2	6	6			
	食品の冷凍又は冷蔵業	1	20	3	3	3	2	3	1	3	0	2	0	0	0			
	喫茶店(自動販売機)	21	48	10	5	5	5	3	2	3	4	3	2	2	4			
	乳類販売業	4	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	食肉処理業	3	16	2	1	1	1	3	3	1	0	1	1	1	1			
	食肉販売業	3	27	2	1	3	1	3	3	1	3	3	3	1	3			
	そう菜製造業	11	35	6	4	4	2	2	2	2	2	3	3	2	3			
	氷雪製造業	1	5	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0			
	小計	152	18,034	1,819	1,724	1,649	1,650	1,573	1,513	1,650	1,644	1,283	1,164	1,105	1,260			
食品衛生法の許可を要しない業種	魚介類販売業(包装)	10	507	-	-	147	154	147	2	10	10	10	10	10	7			
	食肉販売業(包装)	1	5	-	-	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0			
	調理機能を有する自動販売機	1	6	-	-	0	1	0	0	0	0	0	2	3	0			
	野菜、果物販売業	70	927	175	140	1	66	66	66	66	69	69	69	70	70			
	食品販売業[上記以外]	29	192	56	56	1	1	1	3	4	19	8	18	8	17			
	食品製造業	1	20	8	8	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1			
	その他	3	11	-	-	0	0	0	1	1	1	3	2	1	2			
	小計	115	1,668	239	204	149	222	215	73	82	100	92	102	93	97			
基ふづく条業例種に	ふぐ処理業	40	609	102	101	105	102	101	98	-	-	-	-	-	-			
	未処理ふぐ販売業	78	2,481	225	227	224	212	211	205	202	199	201	195	189	191			
	小計	118	3,090	327	328	329	314	312	303	202	199	201	195	189	191			
計		385	22,792	2,385	2,256	2,127	2,186	2,100	1,889	1,934	1,943	1,576	1,461	1,387	1,548			

* 令和3年6月の食品衛生法改正に伴い、許可業種、届出業種、ふぐ処理業の定義が変更になったため、監視件数欄が「-」になっている。

表4-1-2 食品の種類別監視総量及び食用不適格件数・数量

		監視総量(kg)	食用不適格品	
			件数	数量(kg)
農産品	野菜	196,476,402	0	0
	果実	37,392,002	0	0
	小計	233,868,404	0	0
水産品	魚介類	18,464,553	0	0
	魚介類加工品	8,140,724	0	0
	小計	26,605,277	0	0
計		260,473,681	0	0

2 京都市中央卸売市場第二市場における監視指導業務〔食肉検査部門〕

(1) 一般監視指導

ア と畜場法に基づき、場内の大・小動物けい留所、大・小動物解体室、内臓処理室、枝肉保管冷蔵庫及びせり場の衛生管理について、市場管理者、と畜業者及びと畜作業員に対し監視指導を行い、定期的に衛生教育を実施し、と畜場の衛生保持と食肉の安全性の確認を行っている。

イ 場内の食品関係営業施設（食肉処理業及び食品の冷凍又は冷蔵業）に対して、施設の衛生保持及び食品の衛生的取扱いについて監視指導を行っている。

ウ 荷受会社に対し、体表の汚れを取り除くよう衛生指導を行い、また食肉販売業者に対し、輸送車の衛生管理を指導している。

エ 令和3年度の月別監視指導件数は、表4-2-1のとおりで、総監視指導件数は、1,556件（と畜場262件、食品関係営業施設1,294件）であった。

(2) 瑕疵検査

買受人（食肉販売業者など）がせり落とした枝肉を店舗などで処理する過程で、新たに病変等の異常が発見されることがある。このような場合、せり前には予見できない瑕疵として、荷受会社からの依頼により、現場に立ち会い、異常部位の肉眼的検査により、食用適否の確認を行っている。

令和3年度の瑕疵検査総件数は297件で、主なものは、牛では筋肉炎、筋肉出血及び血液浸潤であった。（表4-2-2）。

表4-2-1 場内食品関係営業施設数及び監視指導件数

対象施設		計	令和3年										令和4年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
と畜場		1	262	22	20	22	24	21	20	24	23	22	22	20	22
食品関係 営業施設	食肉処理業	4	1,051	91	81	90	93	88	81	97	92	82	82	85	89
	食肉冷蔵業	1	243	21	19	21	21	20	19	22	22	19	19	19	21
	小計	5	1,294	112	100	111	114	108	100	119	114	101	101	104	110
計		6	1,556	134	120	133	138	129	120	143	137	123	123	124	132

表4-2-2 病名別、枝肉の瑕疵検査件数

	総数		牛		豚	
	件数	%	件数	%	件数	%
筋肉炎	114	38.4	113	38.2	1	100.0
筋肉出血	132	44.4	132	44.6	0	0
血液浸潤	26	8.8	26	8.8	0	0
水腫	12	4.0	12	4.1	0	0
膿瘍	2	0.7	2	0.7	0	0
その他	11	3.7	11	3.7	0	0
計	297		296		1	